

大阪市公告第43号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和 7 年 8 月 15 日

大阪市長 横 山 英 幸

1 契約担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北 2 丁目 1 番 10 号

A T C ビル I T M 棟 6 階

大阪市建設局総務部経理課

電話 06－6615－7540

2 入札に付すべき事項

売払物品	数量
廃棄機材― 1	一式

3 下見日時及び保管場所

日時：令和 7 年 9 月 10 日 午後 2 時から午後 4 時まで

場所：靱公園（西園）内 大阪市西区靱本町 2－1－4

4 入札参加資格

令和 7・8・9 年度物品売払入札参加承認を受けていること

承認を受けていない場合は、契約管財局契約部契約課物品契約グループに本市
物品売払入札参加申請を行うこと

ただし、令和 7 年 9 月 9 日までに参加申請を行わない場合は、入札に参加する
ことができない。

（参加申請に要する書類）

ア 物品売払入札参加申請書（誓約書・委任状）（本市様式）

イ 使用印鑑届（本市様式）

ウ 物品売払入札参加承認証（本市様式）

＊令和 7・8・9 年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム
（<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>）の資料・ご案内→不用品売払入札
等のご案内→「令和 7・8・9 年度申請書」からダウンロードすること

エ 法人にあっては、履歴（現在）事項全部証明書の写し

オ 法人にあっては、法務局発行の印鑑証明書

個人にあっては、市区町村長発行の印鑑証明書

＊エ、オについては、発行後 3 か月以内のもの

5 入札参加申込の受付期間及び受付場所

- (1) 受付期間 本公告の日から令和 7 年 9 月 9 日までの本市の休日を除く午前 9
時から午後 5 時 30 分まで（午後 0 時 15 分から午後 1 時までを除く。）
- (2) 受付場所 上記 1 に同じ

6 入札参加資格の審査等

5 の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書
（物品買受申込書）を交付する。

資格審査は、4 で交付した物品売払入札参加承認証を確認することによるの
で、持参すること（写しは不可）

7 仕様書の交付方法

本公告の日から入札日まで、大阪市ホームページにて交付する。また、上記 1
においても無償で交付する。

8 契約条項を示す場所

上記 1 に同じ

9 入札保証金

免除

10 契約保証金

契約金額の100分の10以上を入札執行日の翌開庁日午後5時30分までに納付すること

ただし、契約金額の全額を即納する場合は免除する。

契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

11 売買代金納付期限

令和7年9月19日

12 物品引取期限

令和7年10月3日

13 入札執行場所

大阪市建設局入札室（場所は上記1に同じ。）

14 入札執行日時

令和7年9月11日 午前10時

15 入札の方法

(1) 上記2の売払物品ごとに入札に付し、入札書（物品買受申込書）には、取引

に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること。また、契約書・仕様書等の内容を十分確認した上で、入札すること

- (2) 物品売払入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者以外の者（代理人）が入札する場合は、必ず物品売払入札参加承認証に記載される個人又は代表者作成の委任状を添えて、入札すること

16 入札に参加できない者

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当する者、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

17 入札の無効

大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号)第28条第1項各号のいずれかに該当する入札

(注1) 入札に参加しようとする者は、下見日時及び保管場所の欄記載のとおり、必ず下見を行うこと。下見について主管局立会者の確認印のない入札は無効とする。

(注2) 転売等、古物営業法の対象となる取引で使用する場合、古物営業法（昭和24年法律第108号）に基づく、古物商許可証（行商する）を受けていない者のした入札は無効とする。

(注3) 開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

18 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。

19 その他

- (1) 10の契約保証金を指定期限までに納付できない場合又は契約金額の全額を即納できない場合は、大阪市契約規則第32条第3項の契約締結の手続を怠ったとして、落札の決定を無効とする。

また、落札者が入札執行日の翌開庁日午後5時30分までに契約保証金を納付したことを証する書類を持参しなかった場合又は契約金額の全額を納付したことを証する書類を持参しなかった場合も、落札の決定を無効とする。

- (2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

- (3) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則第28条に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。

(建設局総務部経理課)